町田市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年(2017年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例(昭和36年12月町田市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条中「二輪」を「2輪」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「第55条」の次に「、第67条の7第1項」を加え、 同条第2号及び第3号中「第84条第1項」を「第67条の7第1項の申告書、第8 4条第1項」に改める。

第20条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第20条の2第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。 第49条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

- 第49条の2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 2 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 3 法第349条の3第30項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 第67条第1項中「軽自動車税は」の次に「、3輪以上の軽自動車に対し、当該3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって」を加え、「二輪」を「2輪」に、 「その所有者に」を「当該軽自動車等の所有者に種別割によって」に改め、同条第2 項を次のように改める。
- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第67条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「よって軽自動車税」を「より種別割」に、「においては、その」を「には、第1項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の」に改め、「使用者に」の次に「種別割を」を加え、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第67条の2を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

- 第67条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保 している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定す る3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得 者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の 所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を 法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を 運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課す る。
 - 第67条の2の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第67条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用 に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第67条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

- 第67条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、それぞれ当該各号に定める率とする。
 - (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
 - (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
 - (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3 (環境性能割の徴収の方法)
- 第67条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

- 第67条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。
- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第45 4条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則 第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

- 第67条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき 事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対 し、10万円以下の過料を科する。
- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、 その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

- 第67条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第76条第 1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるもの に対しては、環境性能割を減免する。
- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第68条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「の各号」を削り、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第69条(見出しを含む。)、第70条(見出しを含む。)及び第72条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第73条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「二輪」を「2輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項中「二輪」を「2輪」に、「ついては」を「あっては」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に、「申告書並びに」を「申告書、」に改め、同条第3項中「二輪」を「2輪」に、「ついては」を「あっては」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第67条第2項」を「第67条の2第1項」に改める。

第74条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第67条 第2項」を「第67条の2第1項」に、「よって」を「より」に、「においては」を 「には」に改める。

第75条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「公益のため直接専用するものその他特別の事情があると認める」を「次に掲げる」に改め、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 災害により著しく価値を減じた軽自動車等
- (2) 生活保護法の規定による保護を受ける者が所有する軽自動車等

- (3) 公益のため直接専用する軽自動車等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

第75条第2項中「よって軽自動車税」を「より種別割」に、「者は」を「者は、」に改め、「の各号」を削り、同条第3項中「よって軽自動車税」を「より種別割」に 改める。

第76条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、「限る」を「限る。」に改め、同条第2項中「よって軽自動車税」を「より種別割」に、「本項」を「この項」に改め、「の各号」を削り、同条第3項中「よって軽自動車税」を「より種別割」に、「第75条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「よって軽自動車税」を「より種別割」に、「第75条第2項各号」を「前条第2項各号」に、「認めた」を「認める」に改める。

第77条第1項中「、次項」を「。次項」に、「取付ける」を「取り付ける」に改め、同条第2項中「第443条若しくは第68条第2号又は第67条第3項ただし書」を「第445条又は第67条第3項ただし書、第67条の3若しくは第68条第2号」に、「よって軽自動車税」を「より種別割」に、「取付ける」を「取り付ける」に、「。軽自動車税」を「。種別割」に、「第443条又は第67条第3項ただし書」を「第445条又は第67条第3項ただし書、第67条の3若しくは第68条第2号」に改め、「、また」を削り、同条第3項中「、標識」を「標識」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第8項中「貸付け」を「貸し付け、」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「うけた」を「受けた」に、「き損し」を「毀損し」に、「ま滅した」を「摩滅した」に、「ただちに」を「直ちに」に、「届けでて」を「届け出て、」に、「のき損」を「の毀損」に、「基く」を「基づく」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「もの」を「者」に、「又は小型特殊自動車」を「若しくは

小型特殊自動車」に改め、「所在しないこととなったとき」の次に「、当該原動機付 自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、」 を加え、「軽自動車税が課せられる」を「種別割が課される」に改め、同項を同条第 7項とし、同条第5項中「うけた」を「受けた」に、「、当該原動機付自転車」を「当 該原動機付自転車」に、「市長」を「、市長」に改め、同項を同条第6項とし、同条 第4項中「取付けて」を「取り付けて」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項 の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の標識のひな型並びに前項の証明書の様式は、それぞれ規則で 定めるところによる。

附則第5条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第8条の2中第12項を第14項とし、第11項の次に次の2項を加える。

- 12 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 附則第13条の2の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第13条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規 定にかかわらず、都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものと する。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第13条の4 市長は、当分の間、第67条の9の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第13条の5 第67条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第13条の6 市は、都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第67条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第67条の5(第3号に係る部分に限る。) の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」 とする。

附則第14条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条中第2項から第7項までを削る。

附則第14条の2を次のように改める。

第14条の2 削除

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第49条の2並びに附則第5条の3の2及び第8条の2の改正規定並びに附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の町田市市税条例(附則第4条において「新条例」という。)第20条及び第20条の2の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第3条 附則第1条ただし書に規定する改正規定による改正後の第49条の2及び附 則第8条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税に ついて適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお 従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月 1日以後に取得される3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割 について適用する。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(町田市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第5条 町田市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動 車税の賦課徴収の特例に関する条例(平成24年12月町田市条例第52号)の一 部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1条中「軽自動車税」の次に「の種別割(以下「種別割」という。)」を加える。

第2条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「二輪」を「2輪」に、「軽自動車税(以下「軽自動車税」という。)」を「種別割」に改め、同条第2号ア中「二輪」を「2輪」に、「三輪」を「3輪」に改め、同号イ中「四輪」を「4輪」に改め、同条第3号中「二輪」を「2輪」に改める。第3条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第4条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「(以下「市」という。)」 を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「市規則 (以下「規則」という。)」を「規則」に改める。

第5条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

(町田市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 前条の規定による改正後の町田市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する 軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、 平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分 までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(町田市市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正)

第7条 町田市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年10月町田市条例第2 8号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第8条 町田市市税条例の一部を改正する条例(平成27年10月町田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項の表第9条第3号の項中「第84条第1項」を「第67条の7 第1項の申告書、第84条第1項」に改め、「第102条第1項」の次に「の申告 書」を加える。

改正前

(納税証明事項)

第7条 地方税法施行規則(昭和29年総理府 令第23号。以下「施行規則」という。)第 1条の9第2号に規定する事項は、道路運送 車両法(昭和26年法律第185号)第59 条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2 輪の小型自動車について天災その他やむを得 ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合に おいてその旨とする。

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納 入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第30 条、第36条、第36条の2若しくは第36 条の5(第41条の7の2において準用する 場合を含む。以下この条において同じ。)、 第37条の4第1項(第37条の5第3項に おいて準用する場合を含む。以下この条にお いて同じ。)、第38条第1項(法第321 条の8第22項及び第23項の申告書に係る 部分を除く。)、第41条の7、第55条、 第67条の7第1項、第70条第2項、第8 4条第1項若しくは第2項、第88条第2項、 第102条第1項、第108条第3項又は第 120条第1項若しくは第2項に規定する納 期限後にその税金を納付し、又は納入金を納 入する場合においては、当該税額又は納入金 額にその納期限(納期限の延長があったとき は、その延長された納期限とする。以下第1 号、第2号及び第5号において同じ。)の翌 日から納付又は納入の日までの期間の日数に 応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲 げる税額の区分に応じ、第1号から第4号ま でに定める期間並びに第5号及び第6号に定 める日までの期間については、年7.3パー セント) の割合を乗じて計算した金額に相当 する延滞金額を加算して納付書によって納付 し、又は納入書によって納入しなければなら ない。

(納税証明事項)

第7条 地方税法施行規則(昭和29年総理府 令第23号。以下「施行規則」という。)第 1条の9第2号に規定する事項は、道路運送 車両法(昭和26年法律第185号)第59 条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二 輪の小型自動車について天災その他やむを得 ない事由により軽自動車税を滞納している場 合においてその旨とする。

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納 入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第30 条、第36条、第36条の2若しくは第36 条の5 (第41条の7の2において準用する 場合を含む。以下この条において同じ。)、 第37条の4第1項(第37条の5第3項に おいて準用する場合を含む。以下この条にお いて同じ。)、第38条第1項(法第321 条の8第22項及び第23項の申告書に係る 部分を除く。)、第41条の7、第55条、 第70条第2項、第84条第1項若しくは第 2項、第88条第2項、第102条第1項、 第108条第3項又は第120条第1項若し くは第2項に規定する納期限後にその税金を 納付し、又は納入金を納入する場合において は、当該税額又は納入金額にその納期限(納 期限の延長があったときは、その延長された 納期限とする。以下第1号、第2号及び第5 号において同じ。) の翌日から納付又は納入 の日までの期間の日数に応じ、年14.6パ ーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応 じ、第1号から第4号までに定める期間並び に第5号及び第6号に定める日までの期間に ついては、年7. 3パーセント)の割合を乗 じて計算した金額に相当する延滞金額を加算 して納付書によって納付し、又は納入書によ って納入しなければならない。

(1)

改正後

略

- (2) 第67条の7第1項の申告書、第8 4条第1項若しくは第2項の申告書、第1 02条第1項の申告書又は第120条第1 項若しくは第2項の申告書に係る税額(第 4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に 係る納期限の翌日から1月を経過する日ま での期間
- (3) 第67条の7第1項の申告書、第8 4条第1項若しくは第2項の申告書、第1 02条第1項の申告書又は第120条第1 項若しくは第2項の申告書でその提出期限 後に提出したものに係る税額 当該提出し た日までの期間又はその日の翌日から1月 を経過する日までの期間

$(4) \sim (6)$ 略

(法人税割の税率)

第20条 法人税割の税率は、<u>100分の8.</u> 4とする。

(法人税割の課税の特例)

第20条の2 前条の規定にかかわらず、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)、第11条第3項に規定する法人でない社団若しくは財団又は第11条第1項第5号に掲げる個人に対する各事業年度、各連結事業年度又は各計算期間における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に8.4分の2.4の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 略

(法第349条の3第28項等の条例で定め る割合)

第49条の2 法第349条の3第28項に規 定する市の条例で定める割合は、2分の1と する。

改正前

(1) 略

- (2) <u>第84条第1項</u>若しくは第2項の申告書、第102条第1項の申告書又は第120条第1項若しくは第2項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) <u>第84条第1項</u>若しくは第2項の申告書、第102条第1項の申告書又は第120条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

$(4) \sim (6)$ 略

(法人税割の税率)

第20条 法人税割の税率は、<u>100分の12</u>. <u>1</u>とする。

(法人税割の課税の特例)

第20条の2 前条の規定にかかわらず、資本 金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法 人、資本若しくは出資を有しない法人(保険 業法に規定する相互会社を除く。)、第11 条第3項に規定する法人でない社団若しくは 財団又は第11条第1項第5号に掲げる個人 に対する各事業年度、各連結事業年度又は各 計算期間における法人税割額は、前条の規定 を適用して計算した法人税割額から当該法人 税割額に12.1分の2.4の率を乗じて得 た額に相当する額を控除した金額とする。

2 略

- 2 法第349条の3第29項に規定する市の 条例で定める割合は、2分の1とする。
- 3 法第349条の3第30項に規定する市の 条例で定める割合は、2分の1とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

- 第67条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車 に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に 環境性能割によって、原動機付自転車、軽自 動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車 (以下軽自動車税について「軽自動車等」と いう。)に対し、当該軽自動車等の所有者に 種別割によって課する。
- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得 者には、法第443条第2項に規定する者を 含まないものとする。
- 3 軽自動車等の所有者が法<u>第445条第1項</u>の規定に<u>より種別割</u>を課することができない者である場合<u>には、第1項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の</u>使用者に<u>種別割を</u>課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>軽自</u>動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

- 第67条の2 <u>軽自動車等の売買契約において</u> 売主が当該軽自動車等の所有権を留保してい る場合には、軽自動車税の賦課徴収について は、買主を前条第1項に規定する3輪以上の 軽自動車の取得者(以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽 自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を 課する。
- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る 軽自動車等について、買主の変更があったと きは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自 動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみな して、軽自動車税を課する。

(軽自動車税の納税義務者等)

- 第67条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽 自動車、小型特殊自動車及び<u>二輪</u>の小型自動 車(以下軽自動車税について「軽自動車等」 という。)に対し、その所有者に課する。
- 2 軽自動車等の売買があった場合において、 売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、 買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。
- 3 軽自動車等の所有者が法<u>第443条第1項</u> の規定に<u>よって軽自動車税</u>を課することがで きない者である場合<u>においては、その</u>使用者 に課する。ただし、公用又は公共の用に供す る<u>もの</u>については、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対す る軽自動車税の非課税の範囲)

第67条の2 <u>日本赤十字社が所有する軽自動</u> 車等のうち、直接その本来の事業の用に供す るもので、救急用のものに対しては、軽自動 車税を課さない。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等 (以下この項において「販売業者等」という。) が、その製造により取得した3輪以上の軽自 動車又はその販売のためその他運行(道路運 送車両法第2条第5項に規定する運行をい う。次項において同じ。)以外の目的に供す るため取得した3輪以上の軽自動車につい て、当該販売業者等が、法第444条第3項 に規定する車両番号の指定を受けた場合(当 該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を 受ける売買契約の締結が行われた場合を除 く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽 自動車の取得者とみなして、環境性能割を課 する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得 した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施 行地内に持ち込んで運行の用に供した場合に は、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供 する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみな して、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第67条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第67条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

- 第67条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽 自動車に対して課する環境性能割の税率は、 それぞれ当該各号に定める率とする。
 - (1) 法第451条第1項(同条第4項に おいて準用する場合を含む。)の規定の適

用を受けるもの 100分の1

- (2) 法第451条第2項(同条第4項に おいて準用する場合を含む。)の規定の適 用を受けるもの 100分の2
- (3)法第451条第3項の規定の適用を受けるもの100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第67条の6 環境性能割の徴収については、 申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

- 第67条の7 環境性能割の納税義務者は、法 第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽 自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又 は日までに、施行規則第33号の4様式によ る申告書を市長に提出するとともに、その申 告に係る環境性能割額を納付しなければなら ない。
- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割 の納税義務者を除く。)は、法第454条第 1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める時又は日までに、施行規則第33号の4 様式による報告書を市長に提出しなければな らない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

- 第67条の8 環境性能割の納税義務者が前条 の規定により申告し、又は報告すべき事項に ついて正当な事由がなくて申告又は報告をし なかった場合には、その者に対し、10万円 以下の過料を科する。
- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発す る納入通知書に指定すべき納期限は、その発 付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第67条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第76条第1項各

号に掲げる軽自動車等 (3輪以上のものに限 る。) のうち必要と認めるものに対しては、 環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受け るための手続その他必要な事項については、 規則で定める。

(種別割の課税免除)

- 第68条 次に掲げる軽自動車等に対しては、 種別割を課さない。
 - (1) (2) 略

(種別割の税率)

- 第69条 次の各号に掲げる軽自動車等に対し て課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、そ れぞれ当該各号に定める額とする。
 - $(1) \sim (3)$ 略

(種別割の賦課期日及び納期)

- 第70条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。
- 2 <u>種別割</u>の納期は、毎年5月11日から同月 31日までとする。
- 3 略

(種別割の徴収の方法)

第72条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって 徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第73条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

(軽自動車税の課税免除)

- 第68条 次<u>の各号</u>に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。
 - (1) (2) 略

(軽自動車税の税率)

- 第69条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - $(1) \sim (3)$ 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

- 第70条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日 とする。
- 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、毎年5月11日から 同月31日までとする。
- 3 略

(軽自動車税の徴収の方法)

第72条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第73条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下<u>本節</u>において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び<u>二輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則<u>第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事 項について変更があった場合においては、そ の事由が生じた日から15日以内に、当該変 更があった事項について軽自動車及び2輪の 小型自動車の所有者又は使用者にあっては施 行規則第33号の4の2様式による申告書、 原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者 又は使用者にあっては施行規則第33号の5 様式による申告書を市長に提出しなければな らない。ただし、次項の規定により申告書を 提出すべき場合については、この限りでない。
- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、 軽自動車等の所有者等でなくなった日から3 0日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車 の所有者又は使用者にあっては施行規則第3 3号の4の2様式による申告書、原動機付自 転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者 にあっては施行規則第34号様式による申告 書を市長に提出しなければならない。
- 4 第67条の2第1項に規定する軽自動車等 の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の 住所又は居所が不明であることを理由として 請求があった場合には、当該請求があった日 から15日以内に次の各号に掲げる事項を記 載した報告書を市長に提出しなければならな 11

$(1) \sim (5)$

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第74条 軽自動車等の所有者等又は第67条 の2第1項に規定する軽自動車等の売主が前 条の規定により申告し、又は報告すべき事項 について正当な理由がなくて申告又は報告を しなかった場合には、その者に対し、10万 円以下の過料を科する。

2 · 3 略

(種別割の減免)

第75条 市長は、次に掲げる軽自動車等のう │ 第75条 市長は、公益のため直接専用するも

改正前

- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事 項について変更があった場合においては、そ の事由が生じた日から15日以内に、当該変 更があった事項について軽自動車及び二輪の 小型自動車の所有者又は使用者については施 行規則第33号の4様式による申告書並びに 原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者 又は使用者については施行規則第33号の5 様式による申告書を市長に提出しなければな らない。ただし、次項の規定により申告書を 提出すべき場合については、この限りでない。
- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、 軽自動車等の所有者等でなくなった日から3 0日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車 の所有者又は使用者については施行規則第3 3号の4様式による申告書、原動機付自転車 及び小型特殊自動車の所有者又は使用者につ いては施行規則第34号様式による申告書を 市長に提出しなければならない。
- 4 第67条第2項に規定する軽自動車等の売 主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所 又は居所が不明であることを理由として請求 があった場合には、当該請求があった日から 15日以内に次の各号に掲げる事項を記載し た報告書を市長に提出しなければならない。

$(1) \sim (5)$ 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第74条 軽自動車等の所有者等又は第67条 第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の 規定によって申告し、又は報告すべき事項に ついて正当な理由がなくて申告又は報告をし なかった場合においては、その者に対し、1 0万円以下の過料を科する。

2 • 3 略

(軽自動車税の減免)

改正前

<u>ち必要と認めるもの</u>に対しては、<u>種別割</u>を減 免する。

(1) 災害に上り茎しく価値を減じた軽白

- (1) 災害により著しく価値を減じた軽自 動車等
- (2) 生活保護法の規定による保護を受け る者が所有する軽自動車等
- (3) 公益のため直接専用する軽自動車等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の 事由があるもの
- 2 前項の規定に<u>より種別割</u>の減免を受けようとする<u>者は、</u>納期限内に、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。
 - $(1) \sim (8)$ 略
- 3 第1項の規定に<u>より種別割</u>の減免を受けた 者は、その事由が消滅した場合においては、 直ちにその旨を市長に申告しなければならな い。

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

- 第76条 市長は、次に掲げる軽自動車等<u>のう</u> ち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減 免する。
 - (1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者 (以下「身体障がい者」という。)又は精神に障がいを有し歩行が困難な者(以下「精神障がい者」という。)が所有する軽自動車等(身体障がい者又は精神障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障がい者、当該身体障がい者等」という。)のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等

のその他特別の事情があると認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定に<u>よって軽自動車税</u>の減免を受けようとする<u>者は</u>納期限内に、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次<u>の各号</u>に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)~(8)略

3 第1項の規定に<u>よって軽自動車税</u>の減免を 受けた者は、その事由が消滅した場合におい ては、直ちにその旨を市長に申告しなければ ならない。

(身体障がい者等に対する<u>軽自動車税</u>の減 免)

- 第76条 市長は、次<u>の各号</u>に掲げる軽自動車 等に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する<u>ことが</u> できる。
 - (1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者 (以下「身体障がい者」という。)又は精神に障がいを有し歩行が困難な者(以下「精神障がい者」という。)が所有する軽自動車等(身体障がい者又は精神障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障がい者、当該身体障がい者等」という。)のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等

を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) 略

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受 けようとする者は、納期限内に、市長に対し て、身体障害者福祉法(昭和24年法律第2 83号) 第15条の規定により交付された身 体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和3 8年法律第168号) 第4条の規定により戦 傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害 者手帳の交付を受けていないものにあって は、戦傷病者手帳とする。以下この項におい て「身体障害者手帳」という。)、厚生労働 大臣の定めるところにより交付された療育手 帳(以下この項において「療育手帳」という。) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法 律(昭和25年法律第123号)第45条の 規定により交付された精神障害者保健福祉手 帳(以下この項において「精神障害者保健福 祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和3 5年法律第105号) 第92条の規定により 交付された身体障がい者又は身体障がい者等 と生計を一にする者若しくは身体障がい者等 を常時介護する者の運転免許証(以下この項 において「運転免許証」という。) を提示す るとともに、次に掲げる事項を記載した申請 書を提出しなければならない。

$(1) \sim (6)$ 略

- 3 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限内に、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定に<u>より</u> 種別割の減免を受けている者について準用す

改正前

を常時介護する者が運転するもの<u>のうち、</u> 市長が必要と認めるもの(1台に限る)

(2) 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減 免を受けようとする者は、納期限内に、市長 に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法 律第283号)第15条の規定により交付さ れた身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭 和38年法律第168号) 第4条の規定によ り戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体 障害者手帳の交付を受けていないものにあっ ては、戦傷病者手帳とする。以下本項におい て「身体障害者手帳」という。)、厚生労働 大臣の定めるところにより交付された療育手 帳(以下本項において「療育手帳」という。) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法 律(昭和25年法律第123号)第45条の 規定により交付された精神障害者保健福祉手 帳(以下本項において「精神障害者保健福祉 手帳」という。)及び道路交通法(昭和35 年法律第105号) 第92条の規定により交 付された身体障がい者又は身体障がい者等と 生計を一にする者若しくは身体障がい者等を 常時介護する者の運転免許証(以下本項にお いて「運転免許証」という。) を提示すると ともに、次の各号に掲げる事項を記載した申 請書を提出しなければならない。

$(1) \sim (6)$ 略

- 3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の 減免を受けようとする者は、納期限内に、市 長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、 当該軽自動車等の提示に代わると認める書類 の提出がある場合には、当該書類の提出)を するとともに、第75条第2項各号に掲げる 事項を記載した申請書を提出しなければなら ない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定に<u>よっ</u> て軽自動車税の減免を受けている者について

改正前

る。

5 種別割の納税者が前年度において第1項の 規定により減免を受けた場合で、当該年度の 賦課期日において、第2項各号に掲げる事項 のうち市長が指定するもの又は第3項の<u>前条</u> 第2項各号に掲げる事項のうち市長が指定す るものに異動がないと市長が<u>認める</u>ときは、 当該年度の納期限までに第2項又は第3項の 申請書の提出があったものとみなして第1項 の規定を適用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識 の交付等)

- 第77条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第73条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 2 法第445条又は第67条第3項ただし 書、第67条の3若しくは第68条第2号の 規定により種別割を課することのできない原 動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又 は使用者は、その主たる定置場が、市内に所 在することとなったときは、その事由が発生 した日から15日以内に市長に対し、標識交 付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転 車又は小型特殊自動車の提示をして、その車 体に取り付けるべき標識の交付を受けなけれ ばならない。種別割を課されるべき原動機付 自転車又は小型特殊自動車が法第445条又 は第67条第3項ただし書、第67条の3若 しくは第68条第2号の規定により種別割を

準用する。

5 軽自動車税の納税者が前年度において第1 項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項のうち市長が指定するもの又は第3項の第75条第2項各号に掲げる事項のうち市長が指定するものに異動がないと市長が認めたときは、当該年度の納期限までに第2項又は第3項の申請書の提出があったものとみなして第1項の規定を適用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識 の交付等)

- 第77条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第73条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出、次項において同じ。)をして、その車体に取付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 2 法第443条若しくは第68条第2号又は 第67条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条又は第67条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける

課されないこととなったときにおける当該原 動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又 は使用者についても、同様とする。

- 3 市長は、前2項の規定により<u>標識</u>を交付する場合においては、その標識に表示する標識 番号を指定するとともに、<u>併せて</u>その旨を記載した証明書を交付するものとする。
- 4 第1項及び第2項の標識のひな型並びに前 項の証明書の様式は、それぞれ規則で定める ところによる。
- 5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見易い箇所に常に取り付けていなければならない。
- 6 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を 受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、第73条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えてその標識及び証明書を返納しなければならない。
- 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。
- 8 第1項又は第2項の標識の交付を<u>受けた</u>者は、その標識を<u>毀損し</u>、若しくは亡失し、又は<u>摩滅した</u>ときは、<u>直ちに</u>その旨を市長に<u>届け出て、</u>その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識<u>の毀損</u>又は亡失

改正前

当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所 有者又は使用者についても<u>、また</u>、同様とす る。

- 3 市長は、前2項の規定により、標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、<u>あわせて</u>その旨を記載した証明書を交付するものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見易い箇所に常に取付けていなければならない。
- 5 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を <u>うけた</u>後において、当該原動機付自転車又は 小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等 でなくなった者は<u>市長</u>に対し、第73条第3 項の申告書を提出する際、当該申告書に添え てその標識及び証明書を返納しなければなら ない。
- 6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けたものは、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課せられることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。
- 7 第1項又は第2項の標識の交付を<u>うけた</u>者は、その標識を<u>き損し</u>、若しくは亡失し、又は<u>ま滅した</u>ときは、<u>ただちに</u>その旨を市長に届けでて</u>その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は

がその者の故意又は過失に<u>基づく</u>ときは、弁 償金として200円を納めなければならな い。

9 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、 貸し付け、又は不正使用してはならない。

附則

第5条の3の2 平成22年度から<u>平成43年</u>度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 · 3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

 $2 \sim 11$ 略

- 12 法附則第15条第44項に規定する市の 条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第45項に規定する市の 条例で定める割合は、3分の2とする。

14 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第13条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課 徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にか かわらず、都が、自動車税の環境性能割の賦 課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第13条の4 市長は、当分の間、第67条の

改正前

亡失がその者の故意又は過失に<u>基く</u>ときは、 弁償金として200円を納めなければならない。

8 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、 貸付け又は不正使用してはならない。

附則

第5条の3の2 平成22年度から<u>平成41年</u>度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 · 3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2~11 略

12 略

9の規定にかかわらず、都知事が自動車税の 環境性能割を減免する自動車に相当するもの として市長が定める3輪以上の軽自動車に対 しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。 (軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

- 第13条の5 第67条の7の規定による申告 納付については、当分の間、同条中「市長」 とあるのは、「都知事」とする。
 - (軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費 の交付)
- 第13条の6 市は、都が軽自動車税の環境性 能割の賦課徴収に関する事務を行うために要 する費用を補償するため、法附則第29条の 16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴 収取扱費として都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に 対する第67条の5の規定の適用について は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	<u>100分の2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第6 7条の5 (第3号に係る部分に限る。)の規 定の適用については、同号中「100分の3」 とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が<u>最</u> 初の法第444条第3項に規定する</u>車両番号 の指定(以下この条において「初回車両番号 指定」という。)を受けた月から起算して1 4年を経過した月の属する年度以後の年度分 の軽自動車税<u>の種別割</u>に係る第69条の規定 (軽自動車税の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初 めて道路運送車両法第60条第1項後段の規 定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた 月から起算して14年を経過した月の属する 年度以後の年度分の軽自動車税に係る第69

の適用については、当分の間、次の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

略

改正前

条の規定の適用については、当分の間、次の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。

略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に 掲げる3輪以上の軽自動車に対する第69条 の規定の適用については、当該軽自動車が平 成28年4月1日から平成29年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は、平成29年度分の軽自動車税に限り、次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。

· ·		
<u>第 2 号ア</u> <u>(イ)</u>	3,900円	1,000円
<u>第 2 号ア</u> (ウ) a	6,900円	1,800円
<u>第 2 号 ア</u> (ウ) b	<u>10,800</u> <u>円</u>	2,700円
<u>第 2 号ア</u> (エ) a	3,800円	1,000円
第 2 号 ア (エ) b	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に 掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃 機関の燃料として用いるものに限る。以下こ の条(第5項を除く。)において同じ。)に 対する第69条の規定の適用については、当 該軽自動車が平成28年4月1日から平成2 9年3月31日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合には、平成29年度分の軽自動 車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。

町田市市税条例新旧対照表 改正後	改正前		
	第2号ア 3,900円 2,000円 (イ)		
	第2号ア 6,900円 3,500円 (ウ) a		
	第2号ア 10,800 5,400円 (ウ) b 円		
	第2号ア 3,800円 1,900円 (エ) a		
	<u>第2号ア</u> <u>5,000円</u> <u>2,500円</u> <u>(エ) b</u>		
	4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に 掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 第2号ア 3,900円 3,000円 (イ) 第2号ア 6,900円 5,200円		
	第2号ア 10,800 8,100円 (ウ) b 円		
	<u>第2号ア</u> 3,800円 2,900円 (エ) a		
	第2号ア 5,000円 3,800円 (エ) b		
	5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に 掲げる3輪以上の軽自動車に対する第69条 の規定の適用については、当該軽自動車が平 成29年4月1日から平成30年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合に		

改正後	改正前
	は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該
	軽自動車が平成30年4月1日から平成31
	年3月31日までの間に初回車両番号指定を
	受けた場合には平成31年度分の軽自動車税
	に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規
	定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
	表の右欄に掲げる字句とする。
	6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に
	掲げる3輪以上の軽自動車に対する第69条
	の規定の適用については、当該軽自動車が平
	成29年4月1日から平成30年3月31日
	までの間に初回車両番号指定を受けた場合に
	は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該
	軽自動車が平成30年4月1日から平成31
	年3月31日までの間に初回車両番号指定を
	受けた場合には平成31年度分の軽自動車税
	に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規
	定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
	表の右欄に掲げる字句とする。
	7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に
	掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適
	用を受けるものを除く。) に対する第69条
	の規定の適用については、当該軽自動車が平
	成29年4月1日から平成30年3月31日
	までの間に初回車両番号指定を受けた場合に
	は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該
	軽自動車が平成30年4月1日から平成31
	年3月31日までの間に初回車両番号指定を
	受けた場合には平成31年度分の軽自動車税
	に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規
	定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
	表の右欄に掲げる字句とする。
	(軽自動車税の賦課徴収の特例)
第14条の2 削除	第14条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収
	に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項か
	ら第7項までの規定の適用を受ける3輪以上
	の軽自動車に該当するかどうかの判断をする
	ときは、国土交通大臣の認定等(法附則第3

改正後	改正前
	0条の2第1項に規定する国土交通大臣の認 定等をいう。次項において同じ。)に基づき
	当該判断をするものとする。
	 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額につい
	その延長された納期限)後に知った場合にお
	いて、当該事実が生じた原因が、国土交通大
	臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正
	<u>の手段(当該申請をした者に当該申請に必要</u>
	な情報を直接又は間接に提供した者の偽りそ
	<u>の他不正の手段を含む。)により国土交通大</u>
	<u>臣の認定等を受けたことを事由として国土交</u>
	通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消
	<u>したことによるものであるときは、当該申請</u>
	をした者又はその一般承継人を賦課期日現在
	における当該不足額に係る3輪以上の軽自動
	車の所有者とみなして、軽自動車税に関する
	規定(第73条及び第74条の規定を除く。)
	<u>を適用する。</u>
	3 前項の規定の適用がある場合における納付
	すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、
	これに100分の10の割合を乗じて計算し
	た金額を加算した金額とする。
	4 第2項の規定の適用がある場合における第
	9条の規定の適用については、同条中「納期
	限(」とあるのは、「納期限(附則第14条
	<u>の2第2項の規定の適用がないものとした場</u>
	合の当該3輪以上の軽自動車の所有者につい
	ての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

町田市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に 関する条例新旧対照表

改正後

町田市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の 所有する軽自動車等に対する軽自動車税 の種別割の賦課徴収の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税の種別割(以下「種別割」という。)の賦課徴収について、町田市市税条例(昭和36年12月町田市条例第23号)の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種別割の税率)

- 第2条 合衆国軍隊の構成員等(特例法第2条 第4項に規定するものをいう。)、契約者(特 例法第2条第5項に規定するものをいう。) 又は軍人用販売機関等(特例法第2条第6項 に規定するものをいう。)の所有する原動機 付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車に 対する種別割の税率は、次の各号に掲げる区 分に応じ、1台について、それぞれ当該各号 に定める額とする。
 - (1) 略
 - (2) 軽自動車
 - ア <u>2輪</u>又は<u>3輪</u>のもの 年額 1,00 0円
 - イ <u>4輪</u>以上のもの 年額 3,000円
 - (3) <u>2輪</u>の小型自動車 年額 1,00 0円

(徴収の方法)

第3条 種別割は、特例法第4条第1項の規定

改正前

町田市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の 所有する軽自動車等に対する軽自動車税 の賦課徴収の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税の賦課徴収について、町田市市税条例(昭和36年12月町田市条例第23号)の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(軽自動車税の税率)

- 第2条 合衆国軍隊の構成員等(特例法第2条 第4項に規定するものをいう。)、契約者(特 例法第2条第5項に規定するものをいう。) 又は軍人用販売機関等(特例法第2条第6項 に規定するものをいう。)の所有する原動機 付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車に 対する軽自動車税(以下「軽自動車税」とい う。)の税率は、次の各号に掲げる区分に応 じ、1台について、それぞれ当該各号に定め る額とする。
 - (1) 略
 - (2) 軽自動車
 - ア <u>二輪</u>又は<u>三輪</u>のもの 年額 1,00 0円
 - イ 四輪以上のもの 年額 3,000円
 - (3) <u>二輪</u>の小型自動車 年額 1,00 0円

(徴収の方法)

第3条 軽自動車税は、特例法第4条第1項の

町田市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に 関する条例新旧対照表

関する条例新旧対照表		
改正後	改正前	
により、証紙徴収の方法によって徴収する。	規定により、証紙徴収の方法によって徴収す る。	
(証紙徴収の手続等)	(証紙徴収の手続等)	
第4条 <u>種別割</u> の納税義務者は、当該 <u>種別割</u> を 町田市の発行する証紙によって払い込まなけ ればならない。	第4条 <u>軽自動車税</u> の納税義務者は、当該 <u>軽自動車税</u> を町田市 <u>(以下「市」という。)</u> の発行する証紙によって払い込まなければならない。	
2 <u>種別割</u> の納税義務は、前項の証紙に納税済 の検印を受けた時に完了するものとする。	2 <u>軽自動車税</u> の納税義務は、前項の証紙に納 税済の検印を受けた時に完了するものとす る。	
3 第1項の証紙及び前項の検印の様式は、 <u>規</u> <u>則</u> で定める。 (納期)	3 第1項の証紙及び前項の検印の様式は、 <u>市</u> 規則(以下「規則」という。)で定める。 (納期)	
第5条 <u>種別割</u> の納期は、毎年4月1日から同 月30日までとする。	第5条 <u>軽自動車税</u> の納期は、毎年4月1日か ら同月30日までとする。	

2 略

2 略

附則

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税<u>の種別割</u>に係る町田市市税条例第69条及び附則第14条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

附 則

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道 路運送車両法第60条第1項後段の規定によ る車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動 車に対して課する軽自動車税に係る町田市市 税条例第69条及び附則第14条第1項の規 定の適用については、次の表の左欄に掲げる 同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 20 -

改正後	改正前

附則

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 略

$2\sim6$ 略

8~14 略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、町田市市税条例第9条、第84条第4項及び第5項、第86条の2並びに第87条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第 9 条 第 3 号	幣第67条の7第1項の申告書、第84条第1項表記書、第84条第1項の申告書、第102条第1項の申告書文は第120条第1	略 平成27年改 正条例附則第 4条第6項の 納期限
	項若しくは第 2項の申告書 でその提出期 限	
略	略	略

附則

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 略

$2\sim6$ 略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、町田市市税条例第9条、第84条第4項及び第5項、第86条の2並びに第87条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第 9 条第 3 号	第4条第1 項 2 項 第102 第102 第102 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	平成27年改 正条例附則第 4条第6項の 納期限
略	略	略